

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第3回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会
開 催 日 時	令和5年11月13日（月）午後7時～午後8時40分
開 催 場 所	コミュニティセンター学習室（緑が丘ふれあいセンター内）
出 席 者	出席者：諸橋委員長、市川委員、椎野委員、堀上委員、森本委員（計5名） 欠席者：南委員、大槻委員、鈴木委員、原田委員、中村委員（計5名）
議 題	議題1 第2回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会会議録について 議題2 都内のパートナーシップ制度について 議題3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 承認する。 議題2 引き続き今後の委員会で協議する。 議題3 次回の会議日程は、後日調整する。
審 議 経 過 (発信者) ◎印：委員長 ●印：委員 □印：事務局	議題1 第2回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会会議録について ◎ 前回の第2回会議録案について、内容の確認をする。 ◎ 議事録を承認する。 議題2 都内のパートナーシップ制度について □ 第2回会議では、東京都の宣誓制度について理解を深めていただいた。各自治体の制度は、条例か要綱を根拠ルールとしていること、また、事実婚を対象としているか否かなどを説明した。 資料2を参照願いたい。 最初に、資料全体の説明をする。本資料のタイトルの横に示したが、この資料は、令和5年11月10日現在、各自治体のホームページ等から知り得ることができた情報と事務局が保有している情報と合わせて整理したものである。内容に誤りがないよう注意して作成しているが、各自治体の制度を比較しやすいように、それぞれの根拠ルールや手引きに記載されていない表現を用いていることがあるので了承いただきたい。 都内では、22の区市で制度が導入されている。区部が13自治体、市部が9自治体。東京都を加えると23自治体となる。 資料では、区部・市部ごとに制度開始が早かった自治体から順に記載し、最後に東京都を記載している。欄外上部の通し番号は、議論の際の検索時に活用するための番号である。 表中左側の○数字は、①から⑩に、各制度の概要を記載している。例えば、①根拠法令等を横に見ると、青の着色をした「条例」と無着色の「要綱」が混在していることがわかる作り方である。 表中、朱書きしている箇所は、全体的に見て特徴のある事項を示している。また、青書きしている箇所は、戸籍上の性別と自認の性別について理解を深めていただきたい箇所である。 ②は、制度のポイントの一つである。No.1の世田谷区には「パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の受領を証明」、No.2の渋谷区には「パートナー関係であることを証明し、当事者の困りごとの解決に寄与するための制度」と、それぞれの制度の目的に当たる内容を記載している。世田谷区のように、パートナーから届出があった宣誓書を受領したことを証明する証明書を発行する「世田谷タイプ」。公正証書や契約書

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

によってパートナーであることを証明する書類を受領したことを証明する「渋谷タイプ」に分けられる。両者を兼ね備えた内容にしているのが中野区である。都内では、世田谷タイプが主流であり、渋谷タイプは江戸川区、港区が該当する。

④添付書類は、制度の申請書を除く必要書類について整理をした。基本的に、戸籍個人事項証明書、いわゆる戸籍抄本で婚姻していないこと等を確認し、住民票で住所や本人の確認を行う自治体が多い。本人確認書類は、主に官公庁が発行する顔写真付きの証明書などを対象としている。

⑤通称名使用の可否は、No.2 渋谷区が、受領する書類と一致することを条件としていることから非対応となっている。その他の自治体は、一定の確認書類をもって対応している状況である。学生証や社員証、郵送物等による確認を行っている自治体が多い。

⑥外国人の提出書類であるが、多くの自治体において、婚姻要件具備証明書という大使館等で発行される証明書と日本語翻訳を提出することとしている。翻訳した書類には、翻訳者氏名を記入することを要件とした自治体もある。外国籍の方も届出が可能ということである。

⑦と⑧では、証明書や受理証をどのようなタイプで発行しているかを区分している。特徴としては、No.2 渋谷区は受理証発行手数料300円を要すること、No.6 港区はカードタイプのみ発行することが挙げられる。

⑨申請から交付までの期間である。30分から60分程度を要する即日発行から1週間程度まで様々な考え方があることがわかる。

◎ 即日発行する自治体が多いと感じる。

□ 特に、令和4年度以降に制度化した自治体では、即日発行している自治体が多い印象であるが、受付や交付の方法によっても異なると考えられる。

⑩の交付場所と方法も様々である。男女共同や人権の所管窓口で交付する自治体もあれば、希望を確認し、会議室や郵送で対応する自治体もある。

⑪には、届出対象者の要件を整理した。年齢は、20歳以上としていた自治体も、民法改正に伴い18歳以上や成年年齢と要件を改正している。

次に、性別等である。制度が広がりを見せる以前では、「同性パートナーシップ制度」と言われていたこともあり、戸籍上の同性を対象とする制度設計になっているものが多く見受けられたが、現在では、「双方又はいずれか一方がセクシュアル・マイノリティであること」と設計し、「パートナーシップ制度」としている自治体が多い。都内では、戸籍上の性別が同一であることを対象者としている自治体は、現在、資料2のNo.2の渋谷区とNo.5の江戸川区の2自治体である。

このことに大きく関連する事項が、異性間の届出と事実婚についてである。戸籍上の異性と自認の異性は、必ずしも一致しない。資料2のNo.7の文京区とNo.10の荒川区は、自認の性別を同じくする二人を、制度の対象要件としており、戸籍上の性別が同一である要件とは異なる。

「性別を同じくする二人が対象」という説明だけでは、戸籍上同一である必要があるのか、自認の性が同一であれば足りるのかの判断ができないということである。

例えば、A氏は戸籍上男性で自認も男性であり、B氏は子どもがいる戸籍上女性で自認が男性である。その2人が制度を活用したいと考えたと仮定する。渋谷区の制度は、戸籍上の性別が同一であることを要件に

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

しているため対象外となる。文京区の制度は、自認の性別が同一であれば対象になるため、性別の要件を満たすことになり、A氏かB氏のいずれかが文京区民になれば制度を活用できることになる。

次に、A氏は制度を有していない他県在住の戸籍上男性で自認は男性の都内に勤務する人である。B氏は制度を有していない他県在住の戸籍上女性で性的指向が男性にも女性にも向く（婚姻という概念に捉われたくない）と考えている。その2人が制度を活用したいと考えたと仮定する。その場合は、戸籍上も自認も同性ではなく異性であるため、渋谷区の制度も文京区の制度も対象外である。No.5の港区やNo.8の足立区の制度のように、性別等の要件と異性間の申出がクリアできる制度が必要となる。

現在のところ、そのような視点で見れば、令和4年度以降に制度化された多くの自治体の制度で対象となるが、そこに、住所地要件を重ねていくと、住民若しくは一定期間内に住民になる予定でなければならぬことがわかる。A氏とB氏のように、制度を有していない他県の住民である二人は、住所地要件を満たすことができないということである。

しかし、在勤者を対象としている自治体の制度がある。現在のところ、在勤者も対象としている自治体は、国立市と東京都である。二つ目の事例の二人は、都内に勤務するA氏が対象となる東京都の制度を活用できるということである。

◎ 住所があるか、在勤しているか、転入予定がないと活用できないということか。

□ 東京都と国立市の制度設計は、そのとおりである。

他方、No.17の国立市とNo.19武蔵野市では、事実婚も制度対象としている。前回会議でも触れたが、制度設計を検討する際に、セクシュアル・マイノリティに特化するのではなく、困りごとがある方を対象とするという考え方を持ったものと理解している。

非常に細かく表記をした資料となり恐縮であるが、本日は、この資料を用いて理解を深め、意見を伺っていきたい。

◎ 各自治体、苦労や工夫をしながら制度を設計したものと考える。ただ今の事務局の説明に対する質疑等を伺う。

● 今までの会議資料は、制度の概要を示した資料であったため、武蔵村山独自の制度が必要なのかと考えたが、本日の資料をもって、これほどきめ細かい制度であることを想定しきれていなかったことがわかった。各制度、一長一短があることを理解できた。比較的最近制度化された制度の方が現実に即していると思う。今後、改正する自治体も出てくることに期待する。事務局説明の例のように、様々な事例があり、子どもがいると、更に多様性が高まるので、カップルだけの制度では網羅できないものであることが理解できた。引き続き、資料で学びたいと思う。

◎ LBGTQは様々な組合せがあるだけでなく、ファミリーが重なることで更に広がる。

● 制度は早く作った方が良いというものでもないと感じた。

◎ 近年、制度化した自治体は、既に開始されている他自治体の制度を検証して設計することができるという利点もある。現在の制度を改正し、より多様化に対応する自治体も出てくるものと考えている。

渋谷区と小金井市と武蔵野市に関わっているが、都内の制度全般を見る機会がなかった。並べてみると相違点がわかるものである。

□ わかりやすい資料を作成したかったが、性別等の説明のように、一言で表現することができない事項について、単純な比較表では表現できず、細かい資料となった。

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

- 自認する性とはどのような意味か。
- ◎ 自分が思う性別のことである。アイデンティティーのこと。
- No.1の世田谷区は、当初の制度設計は資料の内容とは異なっていた。設計の幅を変更し、性別要件や証明書への子の記載を可能にした。
- ◎ 変更した年月も表中に記載されると良い。
- 最近制度化した町田市では、戸籍上の性が同一であることを要件としているため、制度が新しい方が、対象要件の間口が広いということではないことがわかった。どのような背景で制度化されたのかということがポイントになると考える。
- ◎ 町田市は条例を根拠としているため、議会に付議して決定しているので、制度化までに様々な意見があったものと考えられる。
- 他自治体の制度と比較検証したと思うが、独自の考え方で制度化したのかもしれない。
- 様々なケースを制度の対象とすることも想定できるが、戸籍上の異性は婚姻という法律上の制度を活用することができることから、婚姻できない戸籍上の同性を対象にするという考え方もあると聞いたことがある。

一方、戸籍上の異性でも婚姻というスタイルをとらないいわゆる事実婚の方は、自分達の選択の場合もあれば、そうでない場合もあるが、共通することは、病院で手術の説明を受けられないなどの困りごとが発生するというところを取り入れた考え方を形にした制度が、事実婚を対象とした制度であると理解している。
- 届出をすれば、家族として認められるということ。
- 自治体が、二人をパートナーであると証明することにより、各自自治体で管理運営している市営住宅の入居が可能になるなどのサービスを受けられることになる。東京都内では、病院、保険会社、携帯電話会社、不動産業なども連携して、家族として対応する事業所が増えている。
- ◎ 携帯電話の家族割引などが例として挙げられる。病院が家族として対応してくれることは大きいことである。
- 予防接種を受けるときなど、問診として性別を記載する。そのようなことにも抵抗があると想像するが、性差によって、白血球の数ひとつとっても、男性と女性では平均値が異なる。何かしらのトラブルが発生した際に、身体が持ってしまっている基準値が問題になることも想定できる。とても難しい問題である。パートナーシップ制度についても、考え方の難しさを感じた。本日の資料を見て、私たちの理解がどこまで進んでいけるのかが問われているような気がする。LGBTQという言葉が飛び交う状況にはなったが、先ほどの例のような説明を聞くと、改めて意識付けられる。
- 書類上では男・女に区分されるが、当事者が、トイレや更衣室を実際にどのように利用できているのか心配である。
- だれでもトイレが増えてきており、活用できる機会は増えたものの、当事者が利用しようとする「健常者なのに、なぜ利用するのか」という視線を受けることもあると思う。
- ◎ 性自認、居住、ファミリー、事実婚、異性間など、各制度には様々な特徴があるが、その他、意見はあるか。
- このように都内自治体の制度を並べてみると、東京都の制度は最新であると感じる。資料の中の「不明」と「不問」の違いは、どのようなことか。
- 「不明」は公表されている資料でわからなかった事項、「不問」はその制度において要件としていないものである。例えば、東京都では性別

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

や事実婚を要件に含めていない。なぜならば、双方又は一方の方がセクシュアル・マイノリティであることが要件であるため、要件とする必要がなかったと理解している。

● 東京都の制度化後に制度化した自治体は、東京都の制度化前から検討していた自治体である。杉並区は、新たな首長が着任してから短時間で制度化した。

● 首長の考え方によるところが大きいと考える。

● 当事者の方々は、このような制度をインターネットで検索して知り得ていると想像する。

● 制度の内容によって、居住地を選択することもあるかと思う。

□ インターネットでも容易に検索できる。国内の制度化状況は、渋谷区とNPO法人が共同で調査している統計データや各自治体の制度を解説したホームページのリンクがあるサイトもある。

今回は、都内各自治体の制度比較だけになってしまい、制度化に当たっての住民の意見を資料として示せなかった。今まで見聞きしてきた意見の中で印象的だった内容の一つを紹介する。「制度ができることによって、様々なセクシュアリティがあることを世間に知ってもらえるきっかけになった。しかし、本当に望んでいることは、男女間でできる婚姻と同じことができる環境である。」という意見があった。

● 知人から、パートナーが救急車で搬送された際に、内縁関係であるがために看取ってあげることができなかったという話を聞いたことがある。

ファミリーシップ制度を兼ねているか否かは子の証明の欄で判断できるのか。

□ そのとおりである。

● 養子を迎えた時に、子の記載をしない自治体では、対応できないということか。

□ 子の記載がない自治体の制度は、あくまでも二人のパートナーシップを証明するが、子どもは別という考によるもの。

● 扶養にすることができないということか。

□ 扶養は、税や保険によって、生計を一つにしているかや何親等の関係なのかなどの別の要件があり、パートナーシップの証明書への記載の有無とは別と考える。

● 東京都の制度は、子どもを証明書に記載できる。

● 年末調整はどのようになるか。

● 扶養の話と連動する。

● 源泉徴収票には表記されるもの。

◎ 確定申告は、それぞれに行うとして、親子関係を証明しなければならないケースを想定しなければならない。

□ どちらか一方のパートナーに収入がない場合で、子どもがその人との親子関係しか証明できないと課題が発生する可能性がある。

● そのような課題は、法律上の課題となり得る。

□ 本日、都内自治体の制度を見ていただいたが、表の最後にNo.23として東京都の制度を示している。事務局の見解とすると、現在のところ、東京都の制度でカバーできない事項を有している制度を見ていきたい。渋谷タイプと説明した制度では、公正証書を受理した証明をする一方、東京都は、二人がパートナーであることを宣誓したことを証明する世田谷タイプである。この点が、東京都の制度には無い事項である。

◎ 中野区は、渋谷タイプと世田谷タイプを併せ持っている。東京都は、渋谷タイプの証明書以外の事項は一通り有している。

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

- 中野区は、宣誓したことを証明することに加え、役所が公正証書を受理したことの証明をすることもできるという設計である。
東京都にできている事項は、オンラインで手続きが完結するという事項である。役所に出向くことが困難な方でも手続きをできる。
- 要綱というものは、公的なものなのか。公的効力は条例にしかないのか。
- 要綱も条例も行政が定めるものであり、行政の公のルールである。両者の違いは、議会の議決を経ているものか否かという点である。要綱は首長の決裁で決定できることから、スピード感も違う。
- 議会にかけるといことはどのような意味を持つのか。
- 市民の代表である市議会議員により審議されるということである。
- ◎ 重みが違うと理解する。制度化に当たっては、武蔵村山市も条例にするか要綱にするかという議論をする必要が生じる。
- 東京都がこれだけ充実した制度にしていると、東京都に沿った考えを持つことも考えられる。
- 証明書が紙やカードで発行されるとのことであるが、スマホで読み取ることにはできないのか。ワクチン接種もスマホで確認できる。
- 東京都は、オンラインで届出ができるだけでなく、証明書もデータ化している。
- カードを持ち歩く必要がなくて良い。
- 東京都民が活用できる東京都の宣誓制度は、都内自治体の制度と比較しても充実していると考えられる。また、他自治体の証明を受けている方でも東京都の証明を受けることができる。
- ◎ 議論を重ね、結果、東京都の制度があるから、武蔵村山市独自の制度は不要という結果になることも想定できる。
- そのような判断もあると思う。東京都の制度で足りているが武蔵村山市でも制度を作ろうということになった時は、武蔵村山市オリジナルの何かを持ち合わせないと意義が薄れてしまうという考え方もあるかもしれない。
- ◎ 前回の会議までは、武蔵村山市独自の制度を作るべきだという議論があったが、改めて東京都の制度を見てみると、充実しているという印象である。あえて言うならば、宣誓したことの関係を証明するか公正証書を受理したことを証明するかということ。
- ファミリーシップ制度はいかがか。
- 子の記載という欄に○印がある制度は、制度名に関係なく、子との関係も証明されることになる。
- ◎ 武蔵村山独自のモノが欲しいところではある。次回の会議では、どのような資料や議論を想定しているか。
- 次回は、各自自治体のパブコメを整理した資料を提出する予定である。
- ◎ 本日の資料は、各自持ち帰って研究してみることにする。
その他、この場で確認しておくべきこと等はあるか。
- 資料に記載されていない自治体はあるが、全く関心がないのか検討中なのか、状況はわかるか。
- 検討している自治体もある。一方、東京都が広域的な充実した制度を開始したことにより、市区町村レベルでの制度設計はしないと考えた自治体もある。
- 多摩地区には、東京都制度があるから作らないとした自治体がありそうである。
- やはり、東京都がこれだけの制度を作った今、独自で制度を作る意義や理由がなかったものと理解している。東京都の制度運用開始後に独自

(発信者)

◎印：委員長

●印：委員

□印：事務局

の制度を開始した自治体は複数あるが、東京都が制度運用を開始する前から検討していたり、新たな首長が着任するといったきっかけがある自治体である。

- 大きな市でも、現在、制度を有していない区市もある。検討していないことはないと思うが、なぜ制度化していないのかを聞いてみたい。
- ◎ 他自治体の制度や状況を整理する中では、武蔵村山市も、東京都の制度を活用できれば足りるという結論に落ち着く可能性はある。
- 当事者の方の困りごとを聞くことが重要なような気がする。
- ◎ 当事者のヒアリングは可能か。
- どのように知り得るかが問題。
- ◎ 武蔵村山市民でなくても良い。
- どこに聞いたら良いのかわからない悩んでいる当事者、特に年配の方が、どのように制度を知り得るのかを考えると、周知の方法も大事だと思う。
- この会議のように、検討したり一生懸命議論している場があることを知っていただくことも大事だと考える。
- マイノリティの団体はないのか。
- ◎ ネットワークはあるが、スマホやパソコンを使える若い人が多いと考える。年長者で悩んでいる方もいるだろう。DV の相談も同様であるが、情報から遠い人もいると思う。市報で LGBT について啓発されたが、委員会や審議会の情報は掲載されないのか。
- 継続性のある委員会の検討情報を掲載することは行っていない。
- ◎ こういうことを検討していると知らせるだけでも周知啓発になる。
- 市報を読まない人は多いのではないか。
- イベント開催時に、イベントを知り得たきっかけを尋ねると、市報という答えは一定程度ある。ホームページには掲載するが、インターネットの情報は、自分が必要とする内容に直通する一方、市報は一覧性があるので、一定の効果があると思う。現在、市ではツイッターや X、市政情報メールを活用しているが、登録している人にしか届かない。男女共同に関することであれば、ふれあいセンターの指定管理者が発行している情報誌も活用可能である。年 1 回、全戸配布する機会もある。
- ◎ 委員会での検討内容は、公表されるものであるため、広報しても問題ないと思うがいかがか。
- 会議で確認された会議録の要旨であれば問題ないと思うが、市報も紙面が限られているため、掲載スペースの確保に課題が生じるかもしれない。
- ◎ ぜひ、委員会でこのような議題を議論しているということを広報したい。それで力づけられる人もいるかもしれない。
- 当事者ではない人も、考える契機になると思う。
- 次回、セクシュアル・マイノリティクイズを掲載する号は 1 月 15 日号の予定である。市民委員会で検討中であることを PR できる工夫をする。
- 今日、戸籍上同性でなければ活用できない制度と自認の性が同性でなければ活用できない制度の違いがわかった。
- ◎ 議題 2 についての議論は以上とする。引き続き、東京都や都内自治体の制度に関する情報を共有し、今後の審議に備えていくことにする。

議題 3 「その他」

- 先ほど、前回会議を欠席された委員のうち、平日に時間が確保できない委員や遠方に移住された委員がいるとのことであったが、委員として

<p>(発信者) ◎印：委員長 ●印：委員 □印：事務局</p>	<p>継続できるのか。</p> <p>◎ 任期中ではあるが、今年度で任期満了となることから、遠方に移住された委員を補充するという事により、時間が確保しづらい委員も ZOOM で参加するなど、できるだけ多くの委員が出席できる工夫をしてほしい。</p> <p>● より多くの委員で議論した方が良く、体調不良等で成立する出席委員数が欠けてしまうことも想定できる。</p> <p>◎ 時間帯や曜日の調整をして、多くの委員が出席できるように工夫できるか。</p> <p>□ 今年度末までには、武蔵村山市独自の制度が必要か不要かという、本委員会としての考えを整理したい。それによって、来年度のスピード感は大きく変わる。たとえ、独自制度が不要だという結論に至ったとしても、本市は、条例も規則も要綱もない中で男女共同の施策を推進しているので、まず、スポーツ都市宣言のように、宣言という方法で意思表示を検討していきたいという思いがある。</p> <p>◎ 次年度はメンバーが変わる可能性もあるので、年度末には一定の方向性を出すということである。男女平等条例の中に多様性という言葉を含めていくとか、宣言を掲げるなど様々なアイデアが出てくると思う。独自制度を条例で作るとなると2年、要綱で作るならば1年というイメージがある。委員長としては、男女平等の推進条例のようなものは欲しいと考える。男女共同参画を推進する会議体として招集されているので、男女平等にも力を入れたいと思う。次回の会議予定はいかがか。</p> <p>□ 年度内で2回と考えているが、より多くの委員が出席できるよう調整していきたい。次回開催の候補日は、幅を持って伺っていく。</p> <p>◎ 議題3「その他」について質疑はないか。 これをもって、第3回男女共同参画推進市民委員会を閉会する。</p>
<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者：0人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>[]</p>
<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)</p>
<p>庶務担当課</p>	<p>協働推進部 協働推進課</p>

(日本工業規格A列4番)